- ○広島修道大学大学院商学研究科博士後期課程、研究指導単位修得認定試験細則 (趣旨)
- 第1条 この細則は、広島修道大学大学院学則第26条に定める商学研究科学生の研究指導 単位修得の認定について必要な事項を定める。

(提出資料)

- 第2条 博士後期課程研究指導単位修得認定試験(以下「認定試験」という。)を受けようとする者は、次の資料を最終年度の1月10日までに各3部提出しなければならない。
 - (1) 研究経過報告書
 - (2) 指導教員の指定する研究業績
- 2 前項の資料は、次に定めるところによる。
 - (1) 提出資料の用紙は、本研究科所定のものとする。
 - (2) 指導教員の指定する研究業績は、従来の業績及び現在の研究段階を示す論文とする。 (認定試験)
- 第3条 認定試験は前条に規定する提出資料に基づき、当該指導教員を含む3名の試験委員により口頭で行う。
- 2 試験は、その年度末に行う。

(単位修得)

- 第4条 博士後期課程において、広島修道大学大学院学則第26条に規定する在学期間を満たし、認定試験に合格した者は博士後期課程単位修得者と認める。
- 2 博士後期課程単位修得者には、証明書を授与する。

(事務担当)

第5条 この細則に関する事務は、教学センターが担当する。

(細則の改廃)

第6条 この細則の改廃は、大学評議会の議を経て学長がこれを行う。

附則

- 1 この細則は、旧広島修道大学大学院商学研究科博士後期課程、演習単位認定試験細則を 廃し、全面的に改正して1989年4月1日から施行する。
- 2 この細則は、第2条第1項第2号、同条第2項第2号を1998年12月3日に改正し、1999 年4月1日から施行する。
- 3 この細則は、第1条を改正し、2004年4月1日から施行する。
- 4 この細則は、規程等整理の方針に基づき、2011年9月29日に改正し、同日から施行す

る。

- 5 この細則は、2012年2月7日に第4条第1項を改正し、同日から施行する。
- 6 この細則は、2015年9月3日に第5条を改正し、2015年10月1日から施行する。